

京都市水道事業条例及び京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第81号

京都市水道事業条例及び京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例  
(京都市水道事業条例の一部改正)

第1条 京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「給水装置工事に」を「当該給水装置工事に」に改め、同条第2項中「に規定する概算額」を「の概算額」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体」に改める。

第23条第1項ただし書中「官公署、国公立の学校、国公立の病院」を「国、地方公共団体」に改める。

(京都市公共下水道事業条例の一部改正)

第2条 京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(排水設備工事の費用等)

第6条 排水設備工事(管理者が施行するものに限る。以下同じ。)の費用は、当該排水設備工事をしようとする者の負担とする。

2 排水設備工事の費用を負担する者は、当該排水設備工事に着手する前に、管理者が定める概算額を納入しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が特にやむを得ない事情があると認めるとき

は、排水設備工事（管理者が指定するものに限る。）の費用を負担する者は、前項の概算額を分割して納入することができる。

- 4 前2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他管理者が指定する者は、排水設備工事のしゅん工後30日を超えない範囲内で管理者が定める期限内に当該排水設備工事の費用を納入しなければならない。

第14条前段中「または」を「又は」に改め、同条後段中「第6条第1項及び第2項」を「第6条」に改める。

第15条の見出し中「納付義務」を「納入義務」に改め、同条第1項中「納付する義務を負う」を「納入しなければならない」に改め、同条第2項中「納付する」を「納入する」に改める。

第21条第1項中「あわせて」を「合わせて」に、「納付期限内」を「納入期限内」に、「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同条第2項中「納付しなければ」を「納入しなければ」に改める。

第22条の見出し及び同条第1項本文中「概算使用料」を「使用料の概算額」に改め、同項ただし書中「官公署、国公立の学校、国公立の病院」を「国、地方公共団体」に改め、同条第2項中「公共下水道」を「使用者が公共下水道」に、「使用者が納付すべき」を「に納入すべき」に、「かかる」を「係る」に、「の使用料」を「の概算額」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(水道局総務部庶務課及び下水道局総務部庶務課)